

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | スウェーデンの税転換検討委員会報告書要旨  |
| Sub Title        | Summary of green tax committee in Sweden  |
| Author           | 飯野, 靖四  |
| Publisher        | 慶應義塾経済学会  |
| Publication year | 1997  |
| Jtitle           | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.90, No.3 (1997. 10) ,p.647(179)- 659(191)   |
| JaLC DOI         | 10.14991/001.19971001-0179  |
| Abstract         |   |
| Notes            | 研究ノート   |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19971001-0179">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19971001-0179</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

# スウェーデンの税転換検討委員会報告書 要旨

飯野 靖 四

## I 二酸化炭素税導入から税転換検討委員会設置までの経緯

スウェーデン政府は1991年の抜本的な税制改正の際に、世界に先駆けて二酸化炭素（以下CO<sub>2</sub>と略記する）税，硫黄税，窒素酸化物（NOx）課徴金の3つの環境税・課徴金の導入を決定し、前者2つの税を直ちに実施した（その経緯については拙稿 [1] を参照）。スウェーデンの環境庁にあたる自然保護庁は、CO<sub>2</sub>税実施後5年目にあたる1995年末にCO<sub>2</sub>税によるCO<sub>2</sub>排出量の削減効果についての報告書をまとめた [2]。

その報告書 [2] によるとCO<sub>2</sub>税によるCO<sub>2</sub>排出量の削減効果は以下の通りである。

スウェーデンでは、CO<sub>2</sub>の排出量は（CO<sub>2</sub>税が導入されるより少し以前の）1987年から1994年までの間に8,000Ktまたは19%だけ減少した。各分野別の排出量の減少は以下の通りである。

| 分野       | 減少量 (Kt) | 1987年排出量 (Kt) | 1994年排出量 (Kt) |
|----------|----------|---------------|---------------|
| 地域暖房     | 2,600    | 9,400         | 6,800         |
| 産業       | 2,000    | 20,000        | 18,000        |
| 一般住宅     | 600      | 4,900         | 4,300         |
| マンション等   | 1,500    | 3,300         | 1,800         |
| 会社ビル・施設等 | 1,300    | 4,000         | 2,700         |
| 合計       | 8,000    | 41,600        | 33,600        |

以上のCO<sub>2</sub>排出量の削減の約60%は、CO<sub>2</sub>税の導入によってもたらされた。残りの40%は、エネルギー利用の効率化と地域暖房の集約化によってもたらされた。これらは不動産の所有者達が費用の節約と環境を重視した結果実現した。一般に地域暖房の供給者は、暖房システムの運営と管理についての責任の大部分を負っている。天候もまたCO<sub>2</sub>排出量の減少に貢献している。というのは1987年は石油による暖房がピークをむかえるような寒い年であったのに対して、1994年は暖かい年であったからである。

地域暖房はCO<sub>2</sub>税の導入にもっとも敏感

に反応し、その燃料構造が大幅に変化した。またそれと同時に動力と暖房プラントにおける電力生産も大幅に増加し、2.5TWhから4 TWhに増加した。しかしその増産部分の一部は非課税の化石燃料を利用して行なわれた。総エネルギー使用量は36TWhで変わらなかったが、CO<sub>2</sub>排出量は28%減少した。

産業分野については、1993年にエネルギー税とCO<sub>2</sub>税が改正（産業が利用する部分については大幅な減税、消費者が利用する部分については大幅な増税が行なわれた）されて以降、CO<sub>2</sub>税の影響は余り大きくない。エネルギー利用量自体は141TWhで変化はなかったが、生産額は11%増加した。したがってエネルギー利用の効率性は11%改善され、CO<sub>2</sub>排出量は10%減少した。

住宅分野についても、CO<sub>2</sub>税の導入の影響は余り大きくない。CO<sub>2</sub>税の導入による税収の規模は、ノーマルな石油価格変動のレベルであり、家賃コストの0.5%程度である。エネルギーの純必要量は全体で5%増えて90TWhから95TWhに増加した。一般住宅とマンション等のエネルギー効率率はそれぞれ1%と6%改善され、会社ビル・施設等のそれもほんの少し改善された。CO<sub>2</sub>排出量については、一般住宅、マンション等、会社ビル・施設等それぞれについて12%、45%、32%減少し、住宅全体としても28%減少した。

エネルギー関連の税収は、実質額でみると減少した。すなわち1987年の一般エネルギー税の税収は130億 Krであったのに対して、1994年の一般エネルギー税およびCO<sub>2</sub>税の税収は150億 Krであった。この額を1987年

の貨幣価値で換算すると90億 Kr位になる。

以上の報告書が公表される少し前の1994年3月10日に、国会は後の世代に現在と同じ程度の環境や天然資源を含む国民財産を残すために、税制をもっと環境に優しいものにできないかを検討する調査委員会の設置を決めた。その調査委員会は税転換検討委員会と名付けられ1995年3月10日から活動を開始し、1997年1月に報告書[3]を作成した。

そこで以下では、その税転換検討委員会の報告書[3]にしたがって、委員会の課題と研究方法、検討結果、委員会からの提案をできるだけ報告書に忠実に紹介する（したがって以下の意見には、飯野の見解は一切含まれていない）。

## II 委員会の課題と方法

緑の課税検討委員会（税転換検討委員会）の課題は以下の3つである。

- 1 委員会の第一の課題は、現行のエネルギー税および環境税の広い意味での効果について分析することである。効果については、①環境、②スウェーデン産業の競争力、③雇用、④資源配分の効率性、⑤税収、に対する影響の研究が中心となる。

換言すると、委員会の主要課題は、スウェーデンで現在環境政策として採用されている経済的手段の評価を、特にいろいろな形態の税転換との関連で検討することである。

2 委員会の第二の課題は、いろいろなタイプの税転換の条件と影響について分析することである。

環境税については、現行の税ばかりでなく新しい税についても検討の対象とする。税転換の条件を検討する際には、環境税の課税ベースの安定性、つまり環境税の税収額を重視する。税転換の影響については、①税による歪み、②労働供給、③雇用、④競争力、⑤構造変化、⑥環境、に対する影響の研究が中心となる。

これらの効果については短期的および長期的視点から分析を行なうが、特に税転換の影響を重点的に分析する。また委員会はEUやOECDを中心とした国々のエネルギー税および環境税の状況についても検討を行なう。

3 委員会の第三の課題は、上述の検討の結果にしたがって環境税重視の税制への移行が良いことかどうかの勧告を行なうことである。

委員会の主たる課題は、環境政策における経済的手段の効果について検討することと、税転換政策の効果について検討することである。つまり委員会の主たる課題はいろいろなタイプの税制改革の経済総量への影響だけでなく、①個々の企業や家計への影響、特にいろいろなタイプの税制改革に個人がどのように対応するか、②個々の市場への影響（部分均衡分析）、③汚染を含めた経済全体への影響（一般均衡分析）といった効果を分析することである。

その際、分析は①所得再分配的観点、②技術進歩や効率の向上といった動的側面、③天然資源への課税といった資源配分的側面、に重点をおいて行なわれる。

以上のことから委員会が検討する「緑の税転換」とは、「邪魔になっている」（すなわち歪みをもたらしている）税をやめて、その生産時および消費時に人間の生活条件や企業の生産条件にマイナスの副作用をもたらすような財およびサービスへの課税に切り替えるということを意味する。つまり間違った相対価格をもたらしている税をやめて、正しい方向へ相対価格を直す税に取り替えるということの意味する。

しかも委員会はこれらの税転換の検討をリヴェニュー・ニュートラル、つまり税収の総額が以前と変わらないという条件のもとで行なう。具体的には環境税収入の増加でもって、「邪魔になっている」労働にかかる税を軽減するといったケースについて考える。したがって委員会は、税制全体として「最適な」税制を検討する訳ではない。

しかし委員会は「緑の税転換」をいろいろな意味で検討する。「一般的な税転換」とは環境税収入の増加分でもって労働にかかる税を軽減することであり、「選択的な税転換」とは環境税収入の増加分をなんらかの部門、グループ、ないし経済の特定部門の税負担の軽減に使うことである。

### III 検討の方法

委員会の検討は、資源配分に関する3つの

基本的問題を検討することから始められた。すなわち①どのような財およびサービスが生産されるべきか？ ②そのような財およびサービスがどのようにして生産されるべきか？ ③そのような財およびサービスが誰のために生産されるべきか？ といった資源配分問題の検討が、実際のいろいろな市場の失敗を考慮にいれながら、市場経済の想定の下で始められた。

また委員会の検討は、資源の量が人間の欲望や需要と比べて希少であるという前提の下で進められた。ここでいう資源には、人的資本や実物資本ばかりでなく、天然資源や環境の質といった自然資本も含まれる。そしてここでは、このような希少な資源は最適に利用しようとする経済的・エコロジ的な条件が制約条件となるのであり、このような社会の共有財産は持続的に長期的視点に立って利用されるべきであると考えられた。

委員会の検討の基本的なフレームワークは、資源配分問題を扱う経済理論つまりマイクロ経済学に基づいている。したがってこのフレームワークの中では、個々の企業が直面する問題も重要であるが、消費者ないし家計の厚生が最大関心事である。消費者ないし家計の厚生を一義的に定義することは難しいが、理論的には私的財の消費（または所得）および天然資源、環境の質に依存すると考えられている。検討は消費のパターンの変化が厚生に与える影響について、部分均衡分析と一般均衡分析を利用して実証的に行なわれた。しかしその分析の中では、環境から得られる利益は一部を除いて明示的には（貨幣額表示では）

計算には入れられていないので、その意味では消費者ないし家計の厚生は限られたものとなっている。

天然資源は例えばパルプの生産に利用される場合のように直接、効用（厚生）を与えることができるが、いくつかの「種」や原生林の保存が家計に主観的な価値をもたらすといったケースのようにそれとは別の形で効用（厚生）を与えることもできる。したがって資源配分問題は単に消費量だけの問題ではなくもっと幅広い観点から取り扱われなければならない。

社会全体の厚生について考えた時、分配問題もまた重要である。しかし厚生最適分配は理論的にはともかく、実際には厚生がどのように社会に分配されるべきかといった主観的な見解から独立して決めることができないので、ここでは実証的な分析方法がとられる。

また個人の効用に影響を与えるにもかかわらず価格のつかない財やサービスが沢山あるので、市場が最適な財、サービス、環境の質の組合せを決めるのに失敗するケースはいくらでもあげることができる。この市場の失敗の存在こそが規制や経済的手段という形で介入することを正当化する。スウェーデンの環境規制および環境税は正にこのような考え方つまり規制のない市場経済は最適な資源の配分を実現することができないという考えに基づいて行なわれている。しかしこのことは、スウェーデンの企業が次第に環境問題に関心を持ち始め、したがって環境の質の将来の動向に責任をもち始めたということと矛盾する

ものではない。

この委員会の検討方法は、同じように環境問題を検討する他の委員会の方法と基本的には異なるものではない。このことは例えばスウェーデンの環境税検討委員会や資源勘定検討委員会等についてはもちろん、最近のノルウェーの税転換検討委員会についてもあてはまる。それらのうち例えば資源勘定検討委員会は環境というものを共有財産の1つと捉えて、そのような共有財産の総額と動向を調べられる体系的な情報システムの発展に力を注いでいる。そして資源勘定検討委員会は、伝統的な国民所得勘定を天然資源の使用と環境の質の変化でもって補正して表すような資源勘定システムを提案している。したがってこの資源勘定検討委員会の検討結果は、ある種の税転換が各経済部門の排出量へどのような影響をもたらすかを計算する際に、この報告書でも利用されている。

この委員会は理論モデルを実証的にも正当化するために計量経済モデルといわゆる一般均衡計算モデルを利用している。これらの方法の長短はいろいろな文献で検討されているが、そもそも社会科学にはいろいろな関係について、自然科学におけるよりも大きな不確実性がある。実証分析はいろいろな変化についての情報を与えてくれるかもしれないが、それによって予測をしてもいけないし、することもできない。地図が方向についての有益な情報を与えてくれるように、実証分析は経済が税転換によってどのような影響を受けるのかということについての情報を与えてくれる。この種の情報の問題点は様々な方法でカ

バーされ得る。

#### IV 検討の結果

委員会の実証的かつ理論的分析の結果は以下の通りである。

■ スウェーデンの環境の質は過去20年間にわたっていくつかの分野で改善されてきた。

しかしスウェーデンにはまだ大きな環境問題が山積している。

■ 環境問題は往々にして市場の失敗と関係している。

■ 環境政策の問題はいずれの社会もが直面する基本的な資源配分問題と考えられるべきである。環境政策の目標レベルが決まったら、環境の質の改善をめざす政策のコストと便益、ないし政策目標について検討することは有益である。実際問題として政策目標は政策決定の出発点である。いかなる条件のもとにおいても、環境についての目標が決まったらもっともコスト的に効率的な方法で達成されなければならない。

■ スウェーデンの環境政策は国際的な動き、特に地球環境問題の動きに大きな影響をうけている。他の国でもっと高いレベルの環境政策が追求されるならば、スウェーデンでもっと高いレベルの環境政策が追求されるであろう。

■ 経済的手段は環境への負荷を軽減させる1つの効率的な手段である。しかしそれぞれの政策手段がそれぞれの特性をもっているならばケース・バイ・ケースでベストな政策手段が選ばなければならない。

- 様々な方法と様々なアプローチによって環境の価値を評価したとしても、大部分の人達が環境の質の改善にプラスの評価を与え、しかもこの社会経済的なプラス項目がたぐさの実証研究の中で確認されている。
- 環境のもたらす便益についての研究からの控えめな結論は、大規模な環境問題や生活に直接影響を与える環境問題を解決するために支払っても良いとする自発的な支払い意志は、生活に間接的にしか影響を与えない環境問題の解決への支払い意志と比べて強いということである。
- 森林、魚、鉄鉱石等のような天然資源の利用をどのように管理するとベストに管理できるかという点については様々な見解がある。ある見解では市場経済において自由な価格形成が保障されると天然資源の最適な利用がもたらされるとされ、また別の見解では価格形成に介入すべき根拠があるので何らかの規制が行なわれるべきであるとされている。天然資源への課税は、例えば資源の採掘や利用が外部不経済（マイナスの副作用）をもたらす場合、あるいは財政上の必要がある場合に正当化される。前者の例としては事実上化石燃料に課せられているCO<sub>2</sub>税があり、後者の例としては最近導入が決まった水力発電所に対する不動産税がある。
- 実証分析によると、環境税の変更は家計や企業、そして環境の質に影響を与える。例えばCO<sub>2</sub>税を2倍に引き上げるとそれぞれの家計に様々な影響を与える。影響の度合いは家計の所得水準、子供の数、居住地等に依存する。消費に使用される部分に増税されると低所得の家計が所得の高い家よりも相対的に重い負担を負う。
- 実証分析によると、CO<sub>2</sub>税が2倍に引き上げられるとそれぞれの企業や部門に様々な影響を与える。影響の度合いは主に実施時のコスト構造に依存する。例えばセメント、パルプ、紙および一部の鉱業が現在でも相対的に多くの化石燃料を使用している。
- 競争力という概念は多義にわたっていて、正確に定義することは難しい。特に経済全体について競争力という場合には難しい。また意欲的な環境政策が競争能力を改善するかどうかもについても明確な解答はでていない。一般には環境規制が厳しくなった時に企業がさらに収益を高めたというケースは余りないと言われている。しかし他方ではいくつかの企業が環境規制が厳しくなった時に収益をさらに高めたという反例も文献に現われている。
- もっとも社会の邪魔になっている（歪みをもたらししている）税を軽減するために環境税収入を使うならば、緑の税転換によって社会の資源はさらに有効に利用されるであろう。しかし経済理論の教えるところによれば、邪魔になっている（歪みをもたらししている）税、例えば企業主負担金を、軽減するために同額だけ環境税を引き上げるならば、大抵の場合、環境についての利益を除くと、何ら新たな厚生上の利益は得られない。このことは一般に、税変換についての厚生分析をする場合にはそのコストを無視することができないということを意味

している。

- 課税ベースはお互いに独立的ではない。ある税を引き上げるとその税と直接関係のない課税ベースからの税収が減少してしまうといったことが起こり得る。この事実は環境税を引き上げて税転換を行なっても、環境についての利益以外の利益をもたらさないかもしれないということを明らかにする。また時には減ってしまった税収を他の税で取り戻さなければならなくなるが、それは正に税転換のコストである。
- 今までは新たに税を導入するという前提の下で議論を進めてきたが、もしそのような税がすでに導入されてしまっているとしたら、話はもっと込み入ったものとなる。そのような場合にはそれぞれの税の課税ベースの相互作用について検討されなければならない。もしすでに現存する税について引き上げとそれに見合った引き下げが行なわれるならば、環境についての利益以外の厚生上の利益が得られる確率は低くなるであろう。
- 労働に対する課税は、その他の経済政策のことを考慮に入れると、スウェーデンで失業が増えたことに対する決定的要因になっているとは言い難い。一般的な税転換は数値例で見た限りでは失業の増加をもたらしたとは言えない。サービス部門に対する選択的な税転換（サービス部門の労働に対する課税の軽減）は少なくとも短期で見ると雇用を増やす傾向がある。
- CO<sub>2</sub>税を引き上げる代わりに企業主負担金（労働に対する課税）を引き下げるとい

ったりヴェニュー・ニュートラルの税転換が家計にもたらす実質所得の減少という意味での厚生上の損失（ウェルフェア・ロス）は、経済が相互関係をもつ無数の市場と主体から成り立っているという事実を考慮に入れた一般均衡計算モデルの助けを得て求めることができる。この一般均衡モデルにおいては生産構造と消費構造について詳細な分析が行なわれ、いろいろな次元で税転換の効果が明らかにされ得る。一般均衡モデルによる分析によると、税転換によって家計にもたらされる厚生上の損失は家計のタイプによって異なる。

- CO<sub>2</sub>税を引き上げる代わりに企業主負担金（労働に対する課税）を引き下げるといったリヴェニュー・ニュートラルの税転換が企業にもたらす効果は、企業のコスト構造によって異なる。例えば医薬品産業や通信産業はもっとも大きな恩恵を受け、パルプ・紙産業、運輸、卸・小売業等はかなり不利な負担を負わされる可能性が強い。
- CO<sub>2</sub>税を2倍に引き上げたことによるCO<sub>2</sub>の排出量の削減効果は、実証分析によってかなり幅がある。それによると、削減予想量は50,000～1,000,000トンであり、スウェーデンの総排出量の約0.1～1.7%に相当する。その小さい方の数字はすべての経済主体が相互作用を及ぼしあうことを想定した一般均衡分析によって得られたものであり、大きい方の数字は各部門の排出量の予想削減額（部分均衡分析）を合計することによって得られたものである。
- 特定の方向性をもたせた税交換が、ただ

企業主負担金（労働に対する課税）を全般的に軽減するだけの税交換よりも雇用に良い効果をもっていることが分かった。もちろんのことながら、税を変化させた時の効果はどのタイプの税を変化させるかによって異なる。しかし例えばサービス部門の労働に対する税だけの軽減を行なう選択的な税交換のもつ実務の問題点は、広い意味での社会経済効果と同じように検討されなければならない。

- 結果は労働市場の仮定によっていろいろ異なる。もし賃金が余りにも高い水準に固定されているために失業が生じており（いわゆる古典的失業）、また企業主負担金（労働に対する課税）の引き下げが完全に労働コストの引き下げに結びつくならば、環境についての利益を除いた厚生上の利益はずっと大きくなるであろう。
- 一般均衡モデルは、影響がプラスであれマイナスであれ、革新という形で現われる動学的な効果（例えば税転換が革新に及ぼす効果）についても、新しい均衡への調整コストについても扱っていない。
- 同じようなモデルが他の国でも使われている。それらの実証的な文献を見ても、ここで得られたのと同じような結論が得られている。すなわち環境税と労働に対する課税の間での一般的な税交換から得られる二重配当の可能性は余り大きくない。しかしこの結論は、労働市場についての仮定と環境の改善をどれ位高く評価するかにかかっている。
- スウェーデンの自然保護協会が、ある程

度一般均衡モデルを使って原則的なプランとしてではあるが、積極的に税転換を提案している。しかしエネルギー税を上げて同額だけ企業主負担金を下げるとする協会の提案については、モデルを見る限り、大きな二重配当があるとする楽天的根拠を見いだすことはできない。

- 地方政府レベルでの税転換については、行政上・法律上・経済上の問題があって、むずかしい問題である。
- 現行のスウェーデンのエネルギー税制は非常に複雑な上に難解で、中には課税目的に合致しないものもある。したがってこれらの理由も含めてエネルギー税制は見直されるべきである。
- 委員会は新しいエネルギー課税のモデルを開発している。モデルの目的は一連の基本原則にしたがって新しいエネルギー課税制度を構築することにある。
- 新しいモデルでは、暖房用のすべての燃料はCO<sub>2</sub>税、エネルギー税、硫黄税が課せられる。またモーターエンジン用の燃料もそれらの税が課せられた上に、交通・環境税が課せられる。
- モデルでは3つの主要な原則の変更が行なわれた。まず第一にエネルギー税がエネルギーの内容に比例するように改められた。第二に産業用・地域暖房用・電力生産用燃料および電力に対する課税が1つにまとめられた。第三にガソリンとディーゼルに対する課税が対等になった。
- エネルギー課税の新しいモデルについては、将来のスウェーデンのエネルギー課税

制度をつくるための基礎として今後も検討が加えられ、ここでは正式の提案はなされていない。

## V 委員会からの提案

スウェーデンの税制を再構築していくプロセスの中で、経済的手段をもっと利用する方向で採られた措置は、たくさんの領域で環境の改善をもたらした。スウェーデンはこのような方向での再構築を続けていくべきである。

### 1. スウェーデンの国際社会における積極的な役割

スウェーデンは地球環境問題においても地域環境問題においても、それらと戦うための国際的な努力において積極的な役割を追求すべきである。スウェーデンで環境税がさらに前に進められるためにどうしても欠くことのできない条件は、他の国が同じような政策をとることである。各国間での協調行動が望ましい。回復可能なエネルギーの利用を助けるような研究開発に援助が与えられるべきである。

スウェーデンは、経済的手段が環境を改善し雇用を増やし得るということを示すことによって、環境政策において国際的に積極的な役割を演じてきた。そのような願望は EU 諸国以外においても受け容れられ始めてきている。

スウェーデンはさらに環境の改善を促進するために EU 加盟国としての権利を積極的に活用すべきである。EU には共通の気候政策

と長期エネルギー政策があるが、スウェーデンは1997年中に排出削減の予定表と排出目標を詳細に決めた条約の締結を促進すべきである。温室効果ガスの削減は公平かつコスト効率的な方法で割り当てられるべきである。

環境分野での北欧協力は促進されるべきである。こうした努力の中では特に非公式な協力が重要である。最近認められた北欧の環境戦略は、1997年の国連の特別部会の準備と地球規模の会合の展開についての密接な協力の必要性を重視している。

さらに東欧諸国やバルト海沿岸諸国との協力も戦略的に重要である。これらの国の環境の改善はスウェーデンの環境技術投資によって顕著である。現在バルト海沿岸諸国では、環境に合ったエネルギー・システムの構築と二酸化炭素の排出量の持続的な削減にむけて努力が行なわれている。

スウェーデンが国際的に積極的な役割を演じ続けるためには、国内的に良い結果を示せることが必要である。しかしもしスウェーデンが国内の排出量を削減できる方法をとったとしても、環境政策に前向きでない国で排出量が増えるとしたら、スウェーデンの願望は達成されないであろう。

### 2. 成長と所得分配に対する影響

環境税を引き上げ、それと同額だけ他の税を引き下げる税転換について考える場合、それらが投資と成長に及ぼす影響だけでなく、所得分配に及ぼす影響についても考えなければならない。望ましくない変化が現われた場合にはそれを妨げる措置がとられなければならない。

らない。これは、負の所得分配効果を補償するような減税を目指すことによってなされ得る。

### 3. 地域への影響

環境税を新たに導入したり変えたりする場合には、それが地域によってどのような異なった影響を及ぼすのかについて検討する必要がある。

### 4. 特定財源にはすべきでない

環境税ないしその他の税で得られた税収は、一般に特定財源化されるべきでない。財源は効用の高い順に使われるべきである。

### 5. エネルギー税・限りある資源・排出と労働に対する課税の間の税転換

エネルギー税や環境税を引き上げたとしてもそれを一般的に行なうと労働に対する課税の水準をそれほど引き下げることができないので、ある種の選択的な労働に対する減税が検討されるべきである。さらに失業が減ることによる正の所得分配効果も少なからず考慮に入れて、雇用を増やす可能性の高い減税に優先権が与えられるべきである。

### 6. 提案実施のタイミング

環境税の増税は所得分配に対してだけでなく、さまざまな部門や企業の国際競争力に影響を与える。構造変化に与える全体的な影響が重要である。このことはどのようにして税転換が行なわれるべきかということに影響を与える。

労働に対する減税は企業主の労働コストを引き下げ、雇用の増加をもたらすであろう。どれ位雇用が増えるかということは減税分がどのような割合で労使の間に分けられるかということに依存する。換言すればそれは賃金形成の構造に依存する。

スウェーデン国民の積極的な環境政策に対する強い支持は、弱められてはならない前向きな力である。しかし税転換がある時期にいくつかの部門や地域に失業の増加をもたらしたり、家計に深刻な厚生上の損失（ウェルフェア・ロス）をもたらしたりする場合には、そうした支持は弱まるであろう。

したがって変化は少しずつ段階をおって導入されるべきである。家計や企業には変化に調整していけるだけの時間が与えられるべきである。所得分配の観点からは、潜在的な厚生上の損失は許容範囲内であることが重要である。いくつかのケースではそのような厚生上の損失は軽減することが可能である。

変化には、企業や家計が敢えて将来に投資をすると考え得るような幅広い支持と持続可能性が必要である。

1990～91年の税制改革の教訓は、大きな根本からの変化はある一時点において遂行すべきであるということである。労働に対する課税から環境税への転換についても同じことが言えるかもしれない。1990～91年の税制改革においては、かなりの年月にわたって議論をし準備をしてきた。大規模な、労働に対する課税から環境税への転換についても同じような準備作業が必要であるというのが委員会の見解である。

## 7. エネルギー課税

- 炭素税は、現行と同じく、炭素含有量に比例的に課せられるべきである。
- エネルギー税はエネルギー量に比例的に課せられるように、再編成されるべきである。生物燃料の使用の促進にも配慮されるべきである。
- 硫黄税は、現行と同じく、硫黄含有量に比例的に課せられるべきである。
- 交通・環境税は、自動車交通がもたらす環境への影響や外部コストを考慮に入れるために、燃料によって税率が異なることが認められるべきである。
- 付加価値税は引き続いて、価格や物品税を含めて課せられるべきである。

産業のエネルギー・コストについては、安定的でありかつ先が読めることが望ましい。エネルギー税は、競争の厳しい部門で低く、競争の少ない部門で高いのが望ましい。エネルギー課税制度としては、減免税のないのが望ましいが、特にエネルギー集約産業に減免税が必要である。またエネルギーのより効率的な使用を目指す企業を減免税にすることも合理的である。

## 8. 環境的側面からの税転換の推進

経済的手段は環境の脅威を取り除くのに有効であることが示されつつある。過去10年間スウェーデンではますます環境税が使用されるようになったが、それは重要な環境目標を達成するのに貢献した。この傾向は続いている。

委員会が税転換に積極的な理由は、そのような税転換が税制をさらに環境的視点で統一されたものにするための有効な手段であると信じているからである。さらに委員会の判断では、他の国々も同じ方向に進んでいる。このことはスウェーデンがさらに税制改革を成功させるのにもっとも重要なことである。

変更があるかもしれない税の例として、エネルギー関連税のほか農薬や天然の砂利に対する課税をあげることができる。窒素酸化物課徴金も税にかえられるかもしれない。その場合税収がふえるであろう。

原子力発電施設で生産された電気に課せられている税は、今のところうまく管理されている。電力市場が現行のように機能しているならば、その代わりにウラニウムに税を課した方がよいかもしれない。というのは少なくとも理論的には、そのような税は同じ程度にはエネルギー集約産業にかからないであろうからである。

硫黄税については、セメント、石灰、非金属鉱業生産物部門で使用されている燃料について若干の控除が認められている。またパルプや紙産業で使われている燃料についても、同様の控除が認められている。しかしこれらの税の軽減は廃止されるかもしれない。

泥炭は国内産の燃料である。したがって泥炭は石油や石炭に対して競争力をもつことが望ましい。同時に泥炭は生物燃料として有利な使用が認められなければならない。

環境の観点からいえば、ガソリンとディーゼルへの課税が著しく違っていなければならない理由はない。委員会の運輸についての提

案はその見解と同じで、乗り物税としてはディーゼル車についてもガソリン車についても同じでなければならない。

#### 9. 分析と考察の継続の必要性

この委員会と並行していくつかの他の委員会も機能しており、それらの提案は将来のプロセスの中で検討されなければならない。

現在の廃棄物処理を改善する努力は廃棄物を効率的に処理することに力を注ぐあまり、廃棄物の発生源や内容については問題とはしていない。委員会は今や、努力を廃棄物の発生に向けるべきであり、物の生産について揺りかごから墓場まで見守る視点をもつようにすべきであると考えている。

分別によるリサイクリングを進めることは大切であり、スウェーデン市民の間にも浸透しつつある。このような動きは、環境的に健全な廃棄物管理に対する可能性とさらなるインセンティブを作り出すことを通じて、育てられるべきである。持続可能な方法でリサイクリングをしたり廃棄物を処理したりすることは、前の時代を生きる世代がどうしてもやらなければならない仕事である。今日の大きな課題はこのような廃棄物管理へのアプローチを、現在の世代の生活と矛盾しない方法で挑戦することである。このプロセスにおいて経済的手段が利用されるべきである。

廃棄物税検討委員会によって1998年から廃棄物税を導入することが提案されているが、経済的手段が持続的な廃棄物処理を促進するためにどのように使われ得るかといったことについてさらに研究が必要である。そのよう

な研究は1997年に既にはじまっているかもしれない。

委員会は天然資源に対する課税の効果についてそれほど研究していない。このような課題が残っている。

委員会は労働に対する選択的な減税を推薦しているが、どのような減税が雇用を増やすのにもっとも有効かといったことも、さらに検討する必要がある。委員会はサービス部門の労働に対する減税について研究中であるが、有益な提言を生み出せるかもしれない。

税転換が例えば人口過疎地域の人々・グループにどのように影響をあたえるのかといった点について検討することは重要である。

スウェーデンの将来のエネルギー供給構造が決められた後で、詳細な新エネルギー・システムの姿が決められなければならない。エネルギー集約産業の取り扱いを含めた新しい原則がエネルギー課税制度の検討の時に使われるかもしれない。さらにこれらの検討の時に、スウェーデンの産業に対する累進的な環境政策のプラスの影響がおおきな役割を演じるかもしれない。

委員会は経済政策決定の際に国会や政府に、環境の改善と雇用の増加をめざした環境税・エネルギー税の増税と労働に対する減税への追加措置を慎重に検討するように提言している。委員会はたくさんの可能性について検討してきた。委員会は、ここ15年間で税転換実現の可能性は少なくとも1980年代や1990年代に実施されてきた税制改革と同じほど高いと信じている。

スウェーデンで不可欠の条件は、例えばこ

こ20～30年の間に大きなエコロジー的な転換が浸透し、より持続的な社会へ進むことが可能になるということである。スウェーデンは活気に満ちた民主主義、高い知識・意識をもった市民のみならず積極的な環境政策のすばらしい経験をもっている。アジェンダ21のプロセスの継続は約束されている。地方政府、企業、政府機関、市民の間で、スウェーデンを持続可能な社会にする必要性についての意識を形作ってきた。

(経済学部教授)

#### 参 考 文 献

- [1] 石弘光編, 1993年, 「環境税—実態と仕組み」東洋経済新報社
- [2] Naturvårdverket (自然保護庁), 1995年, “Utvärdering av koldioxidskatten (炭素税の評価)” Rapport (報告書) 4512号
- [3] SOU (政府刊行物), 1997年: 11号, “Skatter, Miljö och sysselsättning (税, 環境および雇用)”, Slutbetänkande från skatteväxlingskommitten (税転換検討委員会最終報告書)